

『寝屋川市みんなのまち基本条例』「第4章 議会」 に関する検討の結果

【寝屋川市議会】

1 趣 旨

『寝屋川市みんなのまち基本条例』（以下「本条例」といいます。）は、第26条において、「市長は、本条例の内容について、本条例の施行の日（平成20年4月1日）から5年を超えない期間ごとに検証を行う」旨を定めています。

そこで、このことを踏まえ、本条例中「第4章 議会」の内容について、議会自らが、主体的に、取組を整理し、規定の見直しの必要性につき検討を行うものです。

2 取 組

(1) 議会の役割

議会は、市の実情を踏まえ、また市民のニーズに応じて、条例の制定・改廃や予算の議決等を基盤として施策を決定したり、行政の事務の執行を監視し、けん制する役割を担っています。

そして、議事機関として、条例の制定・改廃、予算、決算の認定などについて、審議を行い、議決権を行使しています。

今後更に、市民のニーズを的確に把握し、議会の役割を十分に果たしていくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

○ 主な議決の件数

	条例の制定・改廃	予 算	決算の認定
平成20年度	41件(4)	27件	7件
平成21年度	24件	22件	7件
平成22年度	27件(1)	24件	7件
平成23年度	26件(2)	24件	7件

括弧内は、議員提案の件数(内数)

(2) 議会の責務

議会は、住民の代表機関として市民の意思が市政に反映されるよう、市の事務について監視し、調査する機能を果たすことに努めています。

また、議会だよりやホームページ等による情報提供、会議録の公開、会議の傍聴など、市民に分かりやすい議会運営に努めています。(平成24年度には、本会議のテレビ中継放送の実施を予定しています。)

今後更に、市民にわかりやすい、開かれた議会運営を推進していくことが必要です。

【条例施行後の主な取組】

- 情報提供等
議会だよりの発行(各年度5回)、ホームページの更新、会議録の作成 等
- 会議の傍聴者数〔本会議〕

	5月臨時会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	3月定例会
平成20年度	2人	109人	121人	112人	67人
平成21年度	3人	134人	93人	64人	91人
平成22年度	3人	83人	108人	105人	88人
平成23年度	1人	97人	152人	105人	69人

(3) 市議会議員の役割と責務

議員は、議会の構成員として、本会議や委員会において、代表質問・一般質問や所管質問及び質疑を行うなど、誠実に職務を遂行しています。

また、これまで、議会制度等や市の財政問題などについて、調査研究を行ってきました。現在は、議会費の在り方等について、調査研究を進めています。



【条例施行後の主な取組】

- 代表質問・一般質問の質問者数

	6月定例会	9月定例会	12月定例会	3月定例会
平成20年度	16人	20人	18人	* 5人
平成21年度	15人	11人	16人	* 4人
平成22年度	15人	19人	21人	* 4人
平成23年度	* 4人	18人	18人	* 4人

* = 代表質問

- 調査研究の実施

- ① 議会制度等調査会〔平成19年6月～平成20年6月〕

適切・円滑な議会運営を図る目的で、様々な議会制度等について検討協議を行いました。(19回開催)

- ② 議会財政問題研究会〔平成21年7月～平成22年4月〕

議員としての研鑽を積みスキルアップを図るとともに、将来を見据えたまちづくりを推進する目的で、市の財政問題に関わる現状と諸課題について調査研究を行いました。(27回(視察を含む)開催)

- ③ 議会議会費等に係る調査研究会〔平成24年2月～〕

議会費の削減を主眼として、議会費の在り方などについて調査研究を行っています。

3 検 討

本条例中「第4章 議会」について、構成、内容等を、「社会情勢に適合しているか」、「形骸化していないか」、「本市にふさわしいものであり続けているか」の3つの視点から検討した結果、第12条から第14条までの規定の見直し等の必要性は認められないものと考えられます。